

一般社団法人応用生態工学会

理事会運営規程（案）

（目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）定款第40条に基づき、本会の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（理事会の種類、開催等）

第2条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、定款第33条第1項に基づき、毎事業年度に2か月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、定款第33条第2項に定めるところに従い開催する。

4 理事会は、出席者が一堂に会するのと同等に相互に十分議論できる環境であれば、ウェブ会議システムを利用する方法により開催することができる。

（招集権者）

第3条 理事会は、定款第34条第1項本文に基づき、会長が招集する。ただし、定款第34条第1項本文又は同条第2項の定めるところに従い理事会を招集する場合において、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序に従い副会長が招集する。

（招集手続の特例）

第4条 理事全員が改選された直後の理事会は、招集手続を経ることなく開催することができる。

（欠席の通知）

第5条 理事及び監事は、理事会の出欠をあらかじめ事務局に対して通知しなければならない。

（議 長）

第6条 理事会の議長は、定款第35条に基づき会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序に従い副会長が議長となる。

3 理事全員が改選された直後の理事会における議長は、出席した理事のうちから互選された者がこれに当たる。

4 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

（定足数）

第7条 理事会は、定款第36条第1項に基づき議決に加わることができる理事の過半数以上の出席をもって成立する。

2 議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 理事会は、必要と認めるときは、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を徴することができる。

(審議)

第9条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事、監事又は議題にかかる議案の提案者に対して、議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において、理事、監事又は議題若しくは議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 議長は、定款第33条第2項第2号の規定により理事から招集の請求があったときは、当該理事に議題の説明を求めるものとし、必要があるときは、理事又は監事に対してこれに係る意見を求めることができる。

(議事手続に関する動議)

第10条 理事は、理事会の議事手続に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議について、議長は、必要があると認めるときは、採決するものとする。

3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかであるときは、直ちにこれを却下することができる。

(議長不信任動議)

第11条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、専務理事が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。

3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第12条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合においても、必要に応じ、原案を修正案に先立ち採決することができる。

3 採決は、挙手、起立、記名投票その他の賛否数を正確に確認できる方法により行うものとする。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、定款第39条に基づき、法令の定めるところ

に従い書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録は、定款第39条に基づき、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。この場合において、会長が欠席したときは、出席理事及び出席監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をするものとする。

3 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(欠席者に対する通知)

第14条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(理事の取引の承認)

第15条 定款第29条第1項に基づき理事が同条項に規定する取引をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- ① 取引をする理由
- ② 取引の内容
- ③ 取引の相手方、金額、時期及び場所
- ④ 取引が正当であることを示す参考資料
- ⑤ その他必要事項

2 前項に示した事項について変更するときは、事前に理事会の承認を得るものとする。

(事務局)

第16条 理事会の事務は、事務局がこれを行う。

(細 則)

第17条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和6年8月20日から施行する(令和6年8月20日理事会決議)。

別 表（第 13 条第 3 項関係）

- 1 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次の各号に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ① 定款第 33 条第 2 項第 2 号の規定による会長以外の理事の請求を受けて招集されたもの
 - ② 定款第 33 条第 2 項第 3 号の規定により理事が招集したもの
 - ③ 定款第 33 条第 2 項第 4 号前段の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - ④ 定款第 33 条第 2 項第 4 号後段の規定により監事が招集したもの
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次の各号に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、当該意見又は発言の内容の概要
 - ① 定款第 29 条第 2 項の規定による報告
 - ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 100 条の規定による報告
 - ③ 一般法人法第 101 条第 1 項の規定による意見
 - ④ 一般法人法第 118 条の 2 第 4 項の規定による報告
- 6 定款第 39 条により議事録署名者とされた出差した会長以外の理事で、理事会に出席したものの氏名
- 7 議長の氏名